

# 養 老 公 園

## 管理運営業務仕様書

平成26年7月  
岐阜県都市建築部街路公園課

## 目 次

| 番号 | タイトル            | ページ |
|----|-----------------|-----|
| 1  | 養老公園の管理運営の基本方針  | 3   |
| 2  | 管理の基準           | 3   |
| 3  | 指定管理業務の内容       | 7   |
| 4  | 自主事業について        | 10  |
| 5  | 管理運営において留意すべき事項 | 10  |
| 6  | その他留意事項         | 11  |
| 7  | その他             | 11  |

## 養老公園管理運営業務仕様書

養老公園（以下「本公園」といいます。）の管理運営業務の内容及び基準は、以下のとおりです。

この仕様書は、養老公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）を補完するものとして、募集要項第2に定める指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準の詳細な内容及び具体的な方針を示すものです。申請団体は本仕様を満たす限りにおいて、自由に事業計画の作成・提案を行うことができますが、その際には関係法令等の規定、募集要項の諸条件を満たすものとします。

### 1 本公園の管理運営の基本方針

- (1) 本公園を広く県民の健全な利用に供するとともに、維持管理費の節減に努めながら公園の適正な管理運営を期すること。
- (2) 本公園は、豊かな自然や歴史とふれあうことができる名瀑「養老の滝」を中心とした養老山麓の自然と歴史、芸術を体感できる養老天命反転地、またパークゴルフ場、パターゴルフ場などのスポーツ施設及び児童を対象に自然の中で遊びのび遊ぶことができる岐阜県こどもの国などを備えた都市公園であり、その特色を生かし、安全安心で楽しく県民に愛される公園を目指した管理運営を行うこと。

### 2 管理の基準

#### (1) 公園の休業日及び利用時間（岐阜県都市公園条例（昭和37年岐阜県条例第41号）第9条の5）

##### ① 休業日

- ・本公園は、下記に規定するもののほか、無休
- ・本公園内の有料公園施設の休業日  
月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）及び12月29日から翌年の1月3日まで
- ・指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。

##### ② 利用時間

- ・本公園の利用時間は、下記に規定するもののほか、終日
- ・本公園内の有料公園施設の利用時間は、午前9時から午後5時まで
- ・指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、公園の利用時間又は有料公園施設の利用時間を変更することができる。

#### (2) 利用料金（岐阜県都市公園条例第9条の9）

- ① パークゴルフ場の利用料 1人1回につき1,850円
- ② パターゴルフ場の利用料 1人1回につき510円
- ③ 心のテーマパーク養老天命反転地の入園料 1人につき930円
- ④ テニスコートの利用料 2時間につき620円
- ⑤ 駐車場の利用料 普通車1台につき410円、バス1台につき1,030円
- ⑥ ゴルフ用具  
クラブセット 1式330円  
シューズ 1足220円  
カート 1台110円  
傘 1本110円  
コインロッカー 1回100円

利用料金は上記の額の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。

指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けなければならない。また、利用料金の額及び納付方法について、利用料金規定を定めること。

#### (3) 利用の禁止又は制限（岐阜県都市公園条例第6条、第9条の5）

指定管理者は、本公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められるとき、又は本公園に関する工事若しくは公園施設の保守管理のためやむを得ないと認められるときは、区域を定めて、

本公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

また、指定管理者は、本公園の管理に当たって必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、本公園の利用を制限することができる。

#### (4) 個人情報保護

岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）第11条の2第2項の規定により、本公園の管理に係る業務において取り扱う個人情報の保護のために指定管理者が講ずべき必要な措置として、個人情報保護規程を整備し、当該個人情報の適正な収集及び管理を行うこと。

#### (5) 守秘義務

指定管理者が行う本公園の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知ることのできた情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

#### (6) 情報公開

岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）第25条の2第1項の規定により、同条例の趣旨にのっとり、指定管理者が保有する本公園の管理に係る情報の公開に関し当該指定管理者が講ずるよう努めるものとされる必要な措置として、情報公開規程を整備し、当該情報の適正な公開を行うこと。

#### (7) 文書の管理・保存

指定管理者が本公園の管理に係る業務において作成し、又は取得した文書（図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいいます。）を含みます。）については、岐阜県公文書規程（昭和44年岐阜県訓令甲第1号）に準じて文書管理規程を整備し、適正な管理及び保存を行うこと。また、指定期間の終了時には、県の指示に従って、当該文書を県に引き渡すこと。

#### (8) 法令等の遵守

業務実施に当っては、次の関係法令等を遵守すること。

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ・ 岐阜県都市公園条例
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- ・ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・ 遺失物法（平成18年法律第73号）
- ・ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・ 県営公園管理マニュアル（平成25年12月）
- ・ 岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン（平成26年4月）
- ・ その他本公園の管理運営業務に関連するすべての法律、命令、条例、規則及び県が定める規程

#### (9) 資格等

- ①指定管理者は、本公園の管理運営業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認可等を受けていること。なお、個々の業務について再委託を行う場合には、当該業務について当該再委託先が必要な免許、許可、認可等を受けていること。
- ②指定管理者は、従業員又は再委託先の従業員のうちから本公園の管理運営業務に必要な資格を有す

る者をあらかじめ配置しなければならない。

(10) 体制の確保

- ①指定管理者は、本公園の管理運営業務を適切に実施するため、業務全体を統括する総括責任者及び業務の区分ごとに業務責任者を定め、業務の開始前に県に報告すること。
- ②指定管理者は、本仕様書に掲げる業務に支障のないように要員を配置し、管理運営を行うこと。業務を実施する者は、その内容に応じ、必要な知識、技能及び経験を有する者とする。
- ③指定管理者は、管理事務所長（総括責任者と兼ねることができる。）を1名配置すること。
- ④指定管理者は、組織体制を保持するため、職員の管理運営に必要な研修を適宜実施すること。
- ⑤指定管理者は、障がい者や高齢者の雇用に努めること。

(11) 再委託

- ①指定管理者は、指定管理業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ②指定管理者が指定管理業務の一部を第三者へ委託するに当たっては、委託先及び委託内容について、あらかじめ県の承認を受けなければならない。

(12) 保険への加入

指定管理者は、指定管理業務及び自主事業の実施に当たり、次の表に掲げる水準以上の損害保険等に加入し、事故に対応すること。

| 損害保険              | 対象、補償内容、支払限度額  |          |
|-------------------|--|----------|
|                   | 身体賠償   | 財物賠償     |
| 公園全体<br>施設賠償保険    | 1名 2億円<br>1事故 10億円   | 1事故 1千万円 |
| 養老天命反転地<br>施設賠償保険 | 1名 2億円<br>1事故 10億円   | 1事故 1千万円 |
| 養老天命反転地<br>傷害保険   | 死亡支払金額 1,000万円<br>入院日額 3,000円<br>通院日額 1,500円                 |          |
| ゴルフ入場者<br>包括賠償保険  | 傷害死亡 1,000万円<br>傷害入院日額 15,000円<br>傷害通院日額 10,000円<br>賠償責任 1億円 |          |
| パターゴルフ場<br>施設賠償保険 | 1名 2億円<br>1事故 10億円   | 1事故 1千万円 |

(13) 県と指定管理者とのリスク分担

ア 指定管理業務に係るリスク分担

県と指定管理者とのリスク分担は、次のとおりとする。

| 区分                    | リスク負担者                     |       |
|-----------------------|----------------------------|-------|
|                       | 県                          | 指定管理者 |
| 公園の維持管理               |                            | ○     |
| 施設等の修繕                | 1箇所当たり60万円以上 <sup>*1</sup> | ○     |
|                       | 1箇所当たり60万円未満 <sup>*1</sup> | ○     |
| 備品の維持管理等              | 1物品当たり10万円以上 <sup>*2</sup> | ○     |
|                       | 1物品当たり10万円未満 <sup>*2</sup> | ○     |
| 利用者及び周辺住民からの苦情、要望等の対応 |                            | ○     |
| 物価の変動                 |                            | ○     |
| 金利の変動                 |                            | ○     |

|                             |   |   |   |
|-----------------------------|---|---|---|
| 法令の変更                       | 公園の管理運営に影響を及ぼす法令の変更                     | ○ |   |
|                             | 指定管理者に影響を及ぼす法令の変更                       |   | ○ |
| 支払の遅延                       | 県からの経費の支払遅延(指定管理者の責めに帰すべきものを除く。)に起因するもの | ○ |   |
|                             | 上記以外のもの                                 |   | ○ |
| 政治・行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担 |   | ○ |   |
| 災害による施設の損傷等                 | 指定管理者の責めに帰すべきもの                         |   | ○ |
|                             | 上記以外のもの                                 | ○ |   |
| 利用者等への損害賠償                  | 指定管理者の責めに帰すべきもの                         |   | ○ |
|                             | 上記以外のもの                                 | ○ |   |

(※1) 指定管理者は、リスク分担にかかわらず、自らの申し出により、自己の費用と責任において、県の承認を得たうえで、公園の機能を向上させ、又は公共性の観点から必要と認められる各種工事を実施することができる。

(※2) ①県は指定管理者に備品を貸与する。なお、当該貸与備品以外の備品等の購入、調達及び修繕は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うこと。

②県の貸与備品については、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号)に基づき、適正に管理し、毎年、貸与備品の数量、状態の確認を行い、その結果を県へ報告すること。

③備品の廃棄などの異動については、県と協議すること。

④1物品当たり10万円以上の備品の修繕については、県に報告すること。

#### イ 自主事業に係るリスク分担

自主事業は、すべて指定管理者の費用(要綱等により、指定管理者以外の者が当該費用を負担すべきこととされている場合を除く。)及び責任において実施すること。

#### (14) 経理について

##### ① 指定管理業務について

指定管理業務に要する費用は、指定管理料、公園の利用者から収受する利用料金、自主事業による収益、その他本業務の実施に伴う諸収入等によって賄う。

##### ② 指定管理業務及び自主事業に係る経理について

指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を区分経理し、適正に会計処理を行うこと。収支報告書は、区分経理した収支と合算した収支の2通り作成すること。

##### ③ 指定管理料の精算について

指定管理者は、利用料金収入が当初の収入見込みを上回り、かつ利益が生じた場合は、税引き後の利益の20パーセントを県に納入する。

ただし、経費の削減等により生み出された余剰金については、原則として納入を求めない。

#### (15) 事業の報告等

指定管理者は、以下の書類を作成し、提出すること(⑦は求めに応じ提出すること。)

⑦ 岐阜県都市公園条例第9条の6に規定する事業計画書(毎事業年度2ヶ月前までに提出)

⑧ 月次業務報告書(翌月の5日まで)

⑨ 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書(事業年度終了後、3ヶ月以内に提出)

⑩ 上期運営収支報告書(上半期経過後、3ヶ月以内に提出)

⑪ 運営収支報告書(事業年度終了後、3ヶ月以内に提出)

⑫ 保管備品目録(事業年度終了後、3ヶ月以内に提出)

⑬ 業務日誌

⑭ その他必要な書類

#### (16) 運営協働会議

指定管理者は、本公園の管理運営に係る関係者の意見交換の場として運営協働会議を設置し、

開催すること。

#### (17) 評価員会議

指定管理者は、県が設置した第三者機関である「県営公園指定管理者評価員会議」に出席し、事業実績等について説明を行うこと。また、会議で出された意見に対しては、誠実に対応すること。

### 3 指定管理業務の内容

指定管理者は、本公園が公の施設であることを念頭に置いて、公平な運営に心がけること。

指定管理者が管理する区域は、養老公園施設図面に示す指定管理区域とする。

指定管理業務は、本公園の管理業務と企画運営業務からなり、その具体的な業務は、次のとおりである。

#### (1) 本業務全体のマネジメント

多岐にわたる業務について目標を定め、総合的な調整のもと、実施の方法を決定し、これらの業務を総括し、適切な進捗管理を行うこと。

##### ① マネジメント業務

ア 養老公園の管理運営方針を遵守し、質の高いサービスを提供するとともに、安定した管理運営を行うこと。

イ 毎日、公園の利用者数を把握し、県に報告すること。

ウ 公園の利用者のニーズを把握するため、アンケートを年2回以上実施し、公園運営に反映すること。

エ 県が実施又は要請する事業への参加・協力・実施を積極的かつ主体的に行うこと。

##### ② 附属施設設備等の貸し出し及び収入金の収受・管理に関する業務

ア 附属施設設備等を貸し出すこと。

イ 有料公園施設及び附属施設設備等の利用者から利用料金を収受すること。

ウ 利用料金の額、支払方法等について、利用料金規程を設けるとともに、公園の利用者への十分な周知に努めなければならない。

エ 収入金の収受に当たって、つり銭、両替金を状況に応じて準備すること。

オ 収入金やつり銭等の現金の管理には、細心の注意を払うこと。

カ 各公園施設の収入状況については、毎月、県に報告すること。

##### ③ 安全管理・安全確保に関する業務

ア 公園の利用者が安全・快適に利用できるよう園内巡視を常に行うこと。

イ 巡視中に施設等の異常を発見した場合、適切な対応を行うこと。

ウ 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。

エ 来園者の動向を注視し、公園施設等の適切な利用指導を行うこと。

オ 岐阜県都市公園条例第3条に規定する禁止行為を行う者のほか公園の管理に支障を与える不適切な来園者については、これを直ちに制止して、適正かつ安全な利用が図られるよう努めること。

カ 新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように、重症化する恐れのある感染症等については、消毒液を設置するなど、適切な措置、対応をすること。

キ 野良犬、カラス、マムシ、スズメバチ、ヌートリア、イノシシ等による来園者への危害の防止に努めること。

##### ④ 警備に関する業務

ア 開園時間内においては、公園内を適宜巡回し、不審者・不審車両の進入防止、火の元・消火器の点検・確認、避難動線の点検・確保、不審物の発見・処置等を行うこと。

イ 閉園時間においては、ガードマンの配置や防犯装置を設置するなど、火災・盗難等を警戒し、防止すること。

ウ 開錠及び施錠は確実にすること。特に施錠については複数回確認すること。また、鍵の保管は厳重に行うこと。

- エ 混雑時においては、駐車場整理員及び園内誘導員を配置し、混雑の緩和と安全確保に努めること。また、公園周辺で交通渋滞が発生するおそれがある場合は、地元警察署と連絡調整し、渋滞緩和に努めること。
- オ 夜間においては、ガードマンの配置や誘導灯、照明灯等を設置するなど、事故防止に努めること。
- カ その他防犯に努めること。

⑤ 案内業務

- ア 接客対応、電話対応、団体対応（学校行事・一般団体・視察等）及び苦情等対応等に当たること。特に、公園に関する要望及び苦情に対しては、誠意をもって対応すること。寄せられた要望、苦情等が本施設のあり方の見直しなど本業務の範囲を超える内容であるときは、県にその内容を遅延なく報告するものとする。
- イ 迷子が発生した場合は、保護するとともに、家族を捜索すること。
- ウ 公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理すること。
- エ 拾得物は、拾得物の台帳を作成し、原則として地元警察署に届け出ること。
- オ 車いす等の備品の貸出し及び管理を行うこと。

⑥ 緊急・救急対応に関する業務

- ア 災害その他の事故等が発生した場合は、「県営公園管理マニュアル」により、公園の利用者の安全確保を第一に、最も適切な措置を講じること。
- イ 災害その他事故等が発生した場合は、関係部署への速やかな報告を行うこと。
- ウ 災害その他事故等に迅速に対応できるよう、医薬品、資機材、AED等を常備するとともに、県が定めるマニュアルとは別に具体的な対応について定める危機管理マニュアルを整備し、従業員への周知や救命講習の受講等、非常時の対応について十分な対策を講じること。

⑦ 環境保全・環境保護に関する業務

- ア 公園の管理運営に当たっては、環境保全・環境保護の意識をもって取り組むこと。
- イ 廃棄物の発生抑制、再利用・再活用に取り組み、廃棄物の減量に努めること。
- ウ 廃棄物の処理については、関係法令を遵守すること。

(2) 企画運営業務

企画運営業務責任者を置くこととする。

指定管理者は、公園利用の促進に寄与するため、以下の①から③について、指定管理者の人的ネットワークやノウハウを活用して、公園の利用者のニーズの高い事業を自主的に企画し、実施すること。

① 広報に関する業務

- ア 年間広報計画を策定すること。
- イ ポスター、チラシ等を作成し、配布・掲示すること。
- ウ 本公園やイベント・行事等について、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供を行うこと。
- エ テレビ局・新聞社等からの取材や行政機関等からの視察について、対応・協力すること。
- オ 平成27年4月を目途にホームページや携帯版ウェブサイトを開設し、情報発信に努めること。
- カ ネットワークについては、セキュリティに十分配慮すること。

② 園内イベントの計画に関する業務

- ア 企画内容を十分に検討し、イベントの年間計画を策定すること。
- イ 指定管理者が主催の行事については、岐阜県都市公園条例第4条に基づく制限行為許可が不要なため、年間を通じて積極的にイベント等を計画すること。

(3) 施設・設備管理業務

施設設備管理業務責任者を置くこととし、これには専門的な知識・技能を有する者が当たること。業務の対象は、建築物、電気設備、機械設備、建築物付属備品及び工作物（遊具含む。）等とする。管理施設は別表1に示すとおり。

業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

施設管理の業務実施方法については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様

書」(財団法人建築保全センター発行)を基本に実施すること。また、県が定める「県営公園管理マニュアル」に定めのあるものは、当該マニュアルの定めに従うこと。

実施内容及び実施回数等は、別表2及び別表3を基本とし、公園の利用者が安全かつ快適に利用できるよう留意し、指定管理者の判断で行うこと。また、作業を行う場合は、公園の利用者への影響を最小限に抑えるように配慮すること。

① 共通事項

- ア 施設管理について、年間の管理計画を作成すること。
- イ 施設の状態を常に把握し、維持管理に努めること。
- ウ 維持管理費のコストを抑えるため、新たな施設管理手法の導入等を積極的に取り入れること。
- エ 業務の一部を外部へ委託する場合は、県内業者を優先すること。

② 建築物、電気設備、機械設備、建築物付属備品及び工作物(遊具含む。)(以下「建築物等」という。)管理業務

- ア 点検業務  
建築物等の性能又は機能の維持に必要な点検を行うこと。建築基準法等関係法令で定められた点検を行うこと。
- イ 保守業務  
建築物等の性能又は機能の維持に必要な保守を行うこと。
- ウ 異常箇所発見時の処理  
異常箇所を発見したときは、速やかに使用停止又は応急処置を行い、県へ連絡し、指示に従うこと。

③ 清掃業務

- ア 屋外清掃  
園内のゴミ拾い及び掃き掃除を行うこと。  
ベンチ・テーブル・手すり等の拭き掃除を行うこと。
- イ 建築物全般の清掃  
建築物等の性能又は機能の維持に必要な日常清掃及び定期清掃を行うこと。
- ウ トイレ清掃  
園内トイレの便器、洗面台・灰皿等の洗浄、汚物類の収集・処理、床面の掃き掃除・拭き掃除、壁面・鏡の雑巾がけ、トイレットペーパー・液体洗剤等の補充などを行うこと。
- エ ゴミ搬送等  
園内ゴミ箱内のゴミの収集、ゴミ箱の清掃及びゴミの搬送などを行うこと。
- オ 廃棄物処理  
ゴミは、紙類、プラスチック類、缶類(スチール・アルミ)、空き瓶などに分別し、廃棄物保管場所を定め、そこに搬入すること。  
廃棄物保管場所は常に清掃を行い、悪臭及び害虫の発生を予防すること。  
廃棄物の園外への搬出及び処理は、関係法令を遵守し、適正に処理すること。

(4) 植物管理業務

植物管理業務責任者を置くこととし、これには専門的な知識・技能を有する者が当たること。

業務の対象は、樹木、芝生、花壇、草地及び樹林等とする。

病虫害防除、施肥の実施、樹木の選定、芝刈り及び除草等は、最も適切な時期や方法を選択し実施すること。

植物管理の実施方法については、国土交通省都市・地域整備局公園緑地課監修「造園施工管理技術編」(社団法人日本公園緑地協会発行)第7編造園管理を基本として実施すること。また、県が定める「県営公園管理マニュアル」に定めのあるものは、当該マニュアルの定めに従うこと。

実施回数及び実施時期等は、別表4を基本とし、本公園の利用者が安全かつ快適に利用できるよう留意し、指定管理者の判断で行うこと。

- ア 植物管理について、年間の管理計画を作成すること。
- イ 植物を健全に育成するため、状態を常に把握し、管理に努めること。

- ウ 維持管理費のコストを抑えるため、新たな植物管理手法等を積極的に取り入れること。
- エ 公園内の貴重な植物については、保全・保護に努めること。
- オ 剪定、伐採等による発生材については、園外へ持ち出さず、リサイクルに努めること。
- カ 農薬の使用については、関係法令及び「岐阜県農薬安全使用に係る指針」を遵守すること。
- キ 病害虫等の防除については、「県有施設における病害虫等防除に関する基本方針について」に基づき対応すること。

#### (5) 地域連携

県産品の積極的な活用、県内業者との優先取引、障がい者・高齢者・地域住民の積極的な活用、地元自治体及び各種団体への協力など、公園の管理運営を通じて地域貢献を積極的に実施すること。

- ① 県産品等の積極的な活用  
地元関係団体と連携し、県産品の積極的な活用を図ること。
- ② 県内企業との優先取引  
本公園の管理運営に関わる他業者との取引については、県内業者を優先すること。
- ③ 障がい者、高齢者及び地域住民の積極的な活用  
公園の管理運営に当たっては、障がい者、高齢者及び地域住民を積極的に雇用すること。
- ④ ボランティア団体との連携について  
地域のボランティア団体との連携について、積極的に実施すること。
- ⑤ 地元のイベントなど地域との協力について  
養老町及び地元関係団体等が実施する事業について協力すること。

#### 4 自主事業について

指定管理者は、自主事業として、都市公園法第5条の許可を受けて、新たな公園施設を設置し、管理することができるほか、仕様書に記載のない本公園の利便性向上等を目的として行う事業を行うことができる。なお、当該自主事業は、指定管理業務と一体的に実施すること。自主事業を行うに当たっては、関係法令を遵守するほか、以下についても留意すること。

- ア 内容については、収益事業の有無を問わない。
- イ 公園施設の設定については、都市公園法第5条の設置許可が必要となること。なお、設置許可期間は、指定期間の範囲内とするものである。自動販売機の設定にあたっては、公園利用者への便宜の供与に資する効果的、効率的な配置を計画すること。
- ウ 事業実施に当たっては、指定管理者の責任と負担において管理を行うこと。

#### 5 管理運営において留意すべき事項

##### (1) 養老天命反転地について

「養老天命反転地」は、現代芸術家・荒川修作氏、マドリン・ギンズ氏の芸術作品であり、荒川修作氏、マドリン・ギンズ氏の著作者人格権を侵さないよう管理運営し、その芸術性を鑑み、荒川氏の芸術に関する普及活動に努めるとともに、県美術館をはじめとする芸術関連施設との連携を図ること。

<協議に関する連絡先> 株式会社A B R F (荒川修作+マドリン・ギンズ東京事務所)  
TEL0422-26-4966

##### (2) 楽市楽座・養老について

「楽市楽座・養老」に出店しているテナントで構成する「楽市楽座・養老運営委員会」と協調を図り、管理運営に努めること。

##### (3) 地域との協調について

養老町観光協会と特に春・秋の行楽シーズン前に行事の打合せ等の連携を図り、管理運営に努めるとともに、養老町、養老町観光協会等が公園内で行うイベントには、積極的に協力、協調し公園の活性化に努めること。

##### (4) 関係団体との協調について

パークゴルフ愛好会、各種ボランティア団体等の関係団体と協調を図り管理運営を行うこと。

##### (5) こどもの国について

こどもの国は、児童の健全な遊びをとおして、健康を増進し創造性と豊かな情操を養うところであり、この趣旨に沿って、養老町、養老町教育委員会と協調を図り管理運営に努めること。

## 6 その他留意事項

### (1) 暴力団関係者等からの不当な介入について

業務の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念上等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は業務の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報すること。

### (2) 情報セキュリティ事故への対応について

情報セキュリティ事故については、「岐阜県情報セキュリティ事故対応マニュアル」に基づき、対応すること。

## 7 その他

この仕様書に記載のない事項及び業務の内容・処理について疑義が生じた場合は、県と協議を行うこと。

別表1 管理施設（養老公園施設図面を参照すること。）

【建築物】

| 番号 | 施設名称               | 規模                  |
|----|--------------------|---------------------|
| 1  | こどもの家              | 1,715m <sup>2</sup> |
| 2  | こどもの国改札所           | 20m <sup>2</sup>    |
| 3  | 管理事務所（旧分室）         | 72m <sup>2</sup>    |
| 4  | 管理棟（パークゴルフ場クラブハウス） | 167m <sup>2</sup>   |
| 5  | 用具庫（パークゴルフ場）       | 40m <sup>2</sup>    |
| 6  | 養老天命反転地事務所         | 125m <sup>2</sup>   |
| 7  | 養老天命反転地記念館         | 271m <sup>2</sup>   |
| 8  | 倉庫・車庫（作業棟）         | 99m <sup>2</sup>    |
| 9  | こどもの国事務所（こどもプール）   | 188m <sup>2</sup>   |
| 10 | レストハウス             | 60m <sup>2</sup>    |
| 11 | 作業員休憩所（作業棟）        | 82m <sup>2</sup>    |
| —  | トイレ（別表5）           | —                   |
| 12 | 駐車場料金所（こどもの国）      | 3m <sup>2</sup>     |
| 13 | パターゴルフ場管理事務所       | 9m <sup>2</sup>     |
| 14 | こどもの国ゴミ集積場         | 13m <sup>2</sup>    |

【建築物以外】

| 番号 | 施設名称         |
|----|--------------|
| 1  | パークゴルフ場      |
| 2  | こどもの国        |
| 3  | パターゴルフ場      |
| 4  | 養老天命反転地      |
| —  | こどもの国遊具（別表6） |
| 5  | こどもプール       |
| 6  | テニスコート（8面）   |
| 7  | 展望台          |
| 8  | 竹類園          |
| 9  | 駐車場          |

【インフラ】

| 番号 | 施設名称                   | 規模                     |
|----|------------------------|------------------------|
| 1  | 汚水処理施設（こどもの国）          | 21m <sup>2</sup>       |
| 2  | 受水槽（91t）               | 105m <sup>2</sup> 、91t |
| 3  | 受電設備（265KVA, 6600V）    | 265KVA、6,600V          |
| 4  | 副受電設備                  |                        |
| 5  | 非常用予備発電装置（53KVA, 220V） | 53KVA、220V             |

別表2 建築物等の定期の点検・保守

| 項目         | 内容   | 標準周期 |
|------------|--|------|
| 屋根         | 雨漏りの有無<br>瓦のズレの有無 等  | 3ヶ月  |
| とい         | 堆積物・ごみの有無<br>変形・破損の有無<br>取付金具の状態 等   | 3ヶ月  |
| 外壁         | ひび割れ・破損の有無<br>プラスター・漆喰のひび割れ・剥離・<br>剥落の有無 等   | 3ヶ月  |
| 外部建具       | 作動状態、施錠状態<br>ガラスの割れ・漏水の有無<br>シーリング・ガasketの状態 等   | 3ヶ月  |
| 自動ドア       | 建具・レールの変形、摩耗状況<br>ドアの走行抵抗の状態<br>ベルト・ワイヤー・チェーンの状態<br>駆動装置の作動状態<br>電圧・電流の状態（規格との適合性）<br>作動センサーの感度 等        | 3ヶ月  |
| 床          | タイルのひび割れ・浮きの有無、摩耗状況<br>石張りのひび割れ・浮きの有無、摩耗状況<br>畳敷きの摩耗状況、汚損の有無 等   | 3ヶ月  |
| 内壁         | タイルのひび割れ・浮きの有無、摩耗状況<br>ボード類のひび割れ、汚損の有無<br>プラスター・漆喰のひび割れ・剥離・<br>剥落の有無<br>壁紙の剥離・汚損の有無<br>トイレブースの破損・変形の有無 等 | 3ヶ月  |
| 天井         | 雨漏りの有無<br>塗装の剥落の有無<br>点検口の変形の有無 等  | 3ヶ月  |
| カーテン・ブラインド | 汚損・変形の有無 等   | 3ヶ月  |
| 手すり        | 取付状態 等   | 3ヶ月  |
| その他        | 羽蟻の発生・蟻害の有無 等  | 3ヶ月  |
| 照明器具       | 汚損・損傷の有無、発錆状況<br>反射板の汚れの有無<br>ランプ切れ・点灯時のうなり音・ちらつきの有<br>無 等   | 3ヶ月  |
| 分電盤・開閉器    | 壁・床への固定状態<br>雨水の浸入・異常な加熱・振動等の有無<br>遮断器・タイマー等の性能（要試験）<br>絶縁抵抗・接地抵抗の状態（試験を実施し、規<br>定値の範囲内であること） 等          | 3ヶ月  |

| 項 目          | 内 容  | 標準周期 |
|--------------|--|------|
| 受変電設備        | 過熱・油漏れ・変形等の有無<br>絶縁抵抗・接地抵抗の状態（試験を実施し、規定値の範囲内であること） 等 | 3ヶ月  |
| 通信・情報設備      | 据え付け・汚れの状態<br>作動状態 等                                 | 3ヶ月  |
| 機械設備一般       | ※冷媒については、オゾン層の保護に関する法律に基づき、冷媒が外部に漏れないよう慎重に取り扱うこと     | 3ヶ月  |
| 空調設備         | 据え付け状態、異常音の有無<br>フィルターの汚れ・冷媒の漏出の有無 等                 | 3ヶ月  |
| オイルタンク       | 据え付け状態、漏出の有無 等                                       | 3ヶ月  |
| 給排水衛生機器      | 据え付け状態、漏出の有無 等                                       | 3ヶ月  |
| 防災設備         | ※法定点検を行うこと   | 3ヶ月  |
| 門扉、塀         | 作動状態、錆・腐食の有無 等                                       | 3ヶ月  |
| 排水管、マンホール、柵等 | 排水状態、地盤面の沈下の有無<br>マンホール蓋の破損の有無 等                     | 3ヶ月  |
| サイン類及び備品等    | 数量<br>汚損、変形の有無 等                                     | 随 時  |

- ・ 上記標準回数を基本に、状況に応じて適宜回数を増減させること。
- ・ 関係法令等に規定されているものについては、法令等で定める回数で実施すること。

別表3 建築物等の清掃  
ア 床の清掃

| 項目・内容 |    |         | 標準回数     |        |           |           |       |
|-------|----|---------|----------|--------|-----------|-----------|-------|
|       |    |         | 事務室・会議室等 | 廊下・階段等 | 便所・洗面所・厨房 | 体験教室等集客施設 | その他の室 |
| 弾性床   | 日常 | 除塵／掃除機等 | 1／日      | 1／日    | 1／日       | 随時        | 1／日   |
|       |    | 水拭き／部分  | 1／日      | 1／日    |           |           | 1／日   |
|       |    | 水拭き／全面  |          |        | 1／日       | 1／日       |       |
|       | 定期 | 表面洗浄    | 1／月      | 1／月    | 1／月       | 1／月       | 1／月   |
| 硬質床   | 日常 | 除塵／掃除機等 | 1／日      | 1／日    | 1／日       | 随時        | 1／日   |
|       |    | 水拭き／部分  | 1／日      | 1／日    |           |           | 1／日   |
|       |    | 水拭き／全面  |          |        | 1／日       | 1／日       |       |
|       | 定期 | 表面洗浄    | 1／月      | 1／月    | 1／月       | 1／月       | 1／月   |
| 繊維床   | 日常 | 除塵／掃除機等 | 1／日      |        |           | 1／日       | 1／日   |
|       | 定期 | 洗浄      | 1／年      |        |           | 1／年       | 1／年   |

上記標準回数を基本に、状況に応じて適宜回数を増減させること。

- (注) 用語の定義
- 弾性床：ビニル床タイル等
  - 硬質床：タイル、コンクリート、石等
  - 繊維床：カーペット等
  - 除塵（掃除機等）：電気掃除機によりゴミを吸引する。
  - 水拭き 部分：汚れや水滴をモップで拭く。
  - 全体：全体をモップで丁寧に拭く。
  - 表面洗浄：(1)除塵  
(2)専用洗剤をムラのないよう塗布  
(3)床磨き機で洗浄  
(4)汚水を除去  
(5)2回以上水拭きし、乾燥  
(6)床ワックスを2回重ね塗りする。

イ 床以外の清掃

| 項目・内容  |    |    | 標準回数     |        |           |           |       |
|--------|----|----|----------|--------|-----------|-----------|-------|
|        |    |    | 事務室・会議室等 | 廊下・階段等 | 便所・洗面所・厨房 | 体験教室等集客施設 | その他の室 |
| 壁      | 定期 | 拭き |          | 2/月    | 2/月       | 2/月       |       |
|        |    | 除塵 |          | 1/月    | 1/月       | 1/月       | 1/月   |
| フロアマット | 日常 | 除塵 |          | 1/日    |           | 1/日       |       |
|        | 定期 | 洗淨 |          | 1/月    |           | 1/月       |       |
| トイレブース | 日常 | 拭き |          |        | 1/日       |           |       |
| 灰皿・ゴミ箱 | 日常 | 洗淨 | 1/日      |        |           | 1/日       | 1/日   |
| 洗面台    | 日常 | 洗淨 |          |        | 1/日       |           |       |
| カガミ    | 日常 | 拭き |          |        | 1/日       |           |       |
| 衛生陶器   | 日常 | 洗淨 |          |        | 1/日       |           |       |
| 流し台    | 日常 | 洗淨 |          |        | 1/日       | 1/日       |       |
| 窓ガラス   | 日常 | 拭き | 1/日      | 1/日    | 1/日       | 1/日       | 1/日   |
|        | 定期 | 洗淨 | 1/月      | 1/月    | 1/月       | 1/月       | 1/月   |

上記標準回数を基本に、状況に応じて適宜回数を増減させること。

拭き：ウエス等で拭く。

洗淨：専用洗剤で洗淨し、ウエス等で拭きあげる。

別表4 植物管理業務

下表を基本とし、公園利用者が安全かつ快適に利用できるよう留意し、指定管理者の判断で適宜回数を増減して実施する。

| 区分  | 内 容    |                                     | 作業時期<br>(月)      | 標準<br>回数 | 摘 要 |  |
|-----|--------|-------------------------------------|------------------|----------|-----|--|
| 樹   | 剪 定    | 樹形の保持、病虫害等の発生防止、風圧による転倒予防、開花・育成の調整等 | 5～6、9～10         | 1        | 常緑  |  |
|     |        |                                     | 7～8、11～2         | 1        | 落葉  |  |
| 木   | 刈込み    | 主として中低木の樹形の保持、花芽分化の育成等、花木は花芽分化前に行う  | 5～11             | 2        |     |  |
|     | 病虫害防除  | 病気の発生予防、害虫の駆除のため                    | 5～10、1～2         | 4        |     |  |
|     | 施 肥    | 良好な生育助長のため                          | 6、12～3           | 1        |     |  |
|     | 灌 水    | 渇水による枯れ防止のため                        | 7～9              | 3        |     |  |
|     | 枯損木処理  | 倒木を防ぐため                             | 通 年              | 1 2      |     |  |
|     | 支柱結束直し | 倒木の予防                               | 7～9              | 1        | 台風期 |  |
|     | 補 植    | 植生の回復                               | 11～3             | 1        |     |  |
|     | 芝      | 芝刈り                                 | 芝生面の平準化、分けつの促進   | 5～10     | 6   |  |
| 施 肥 |        | 良好な緑度保持、健全育成のため                     | 2～9              | 1～3      |     |  |
| 目 土 |        | 芝生面の凹凸修正、ほふく茎の更新                    | 2～4              | 1        |     |  |
| 除 草 |        | 人力による雑草の除去                          | 4～10             | 7        |     |  |
| 生   |        | 病虫害防除                               | 病気の発生予防、害虫の駆除のため | 3～4、6～9  | 1   |  |
|     |        | 灌 水                                 | 渇水による枯れ防止のため     | 7～9      | 3   |  |
|     |        | 補 植                                 | 裸地化した植生回復        | 3～6      | 1   |  |
| 花壇  | 植替え    | 季節ごとに草花(鉢)を植替る                      | 3～12             | 4        |     |  |
|     | 施 肥    | 良好な開花保持、健全育成のため                     | 4～9              | 4        |     |  |
|     | 除 草    | 人力による雑草の除去                          | 5～12             | 4        | 植替時 |  |
|     | 病虫害防除  | 病気の発生予防、害虫の駆除のため                    | 3～10             | 1        |     |  |
|     | 灌 水    | 渇水による枯れ防止のため                        | 通 年              | 適 宜      |     |  |
| 草地  | 草 刈    | 草刈機による雑草の刈取り                        | 5～10             | 2～4      |     |  |
|     | 除 草    | 人力による雑草の除去                          | 5～10             | 1        |     |  |
| 樹林  | 除伐、間伐  | 樹林密度の維持、不良木除去                       | 12～2             | 2        |     |  |
|     | 枝打ち    | 枯れ枝、下枝切り                            | 8～4              | 1～2      |     |  |
|     | 下 刈    | 草刈機による雑草、笹類の刈取り                     | 6～10             | 2        |     |  |
|     | 病虫害防除  | 病気の発生予防、害虫の駆除のため                    | 4～7              | 1        |     |  |
|     | 枯損木処理  | 倒木を防ぐため                             | 通 年              | 1        |     |  |
|     | 補 植    | 植生の回復、生態系の維持                        | 11～3             | 1        |     |  |

別表5 園内トイレ一覧

| NO. | 名 称           | 男小 | 男大 | 女  | 兼用 | 身障 | 面積       | 形式 | 処理方式          | 人槽  |
|-----|---------------|----|----|----|----|----|----------|----|---------------|-----|
| 1   | 万代橋           | 2  | 1  | 2  |    |    | 19㎡      | 単独 | 全ばっ気          | 80  |
| 2   | 紅葉橋           | 3  | 1  | 3  |    |    | 20㎡      | 単独 | 腐敗            | 70  |
| 3   | ひょうたん広場       | 1  | 1  | 4  |    |    | 27㎡      | 合併 | 接触ばっ気         | 96  |
| 4   | 不動橋           | 3  | 1  | 3  |    | 1  | 47㎡      | 合併 | 接触ばっ気         | 128 |
| 5   | ふるさと会館下       | 2  | 1  | 6  |    | 1  | 58㎡      | 合併 | 接触ばっ気         | 160 |
| 6   | 安全協会駐車場       | 6  | 4  | 8  |    | 1  | 94㎡      | 合併 | 流調付き接<br>触ばっ気 | 320 |
| 7   | 松風橋           | 2  | 1  | 6  |    | 1  | 58㎡      | 合併 | 接触ばっ気         | 160 |
| 8   | 分室(旧公園事務所)    | 1  |    |    | 2  |    | (72㎡)    | 単独 | 分離接触          | 25  |
| 9   | パークゴルフ場クラブハウス | 2  | 1  | 1  |    |    | (166㎡)   | 合併 | 接触ばっ気         | 100 |
| 10  | パークゴルフ場4番ホール  | 2  |    |    | 1  |    | 8㎡       | 単独 | 分離接触          | 40  |
| 11  | テニスコート上       | 2  |    |    | 1  |    | 8㎡       | 単独 | 新分離           | 40  |
| 12  | ゆったり          | 2  | 2  | 5  |    | 2  | 80㎡      | 合併 | 流調付き接<br>触ばっ気 | 560 |
| 13  | 石             | 3  | 2  | 11 |    | 2  | 110㎡     |    |               |     |
| 14  | 養老天命反転地北      | 2  | 1  | 4  |    |    | 40㎡      |    |               |     |
| 15  | 芝生広場          | 2  | 1  | 2  |    |    | 19㎡      | 単独 | 新分離           | 50  |
| 16  | 天命反転地事務所      |    | 1  | 1  |    |    | (160㎡)   | 単独 | 分離接触          | 10  |
| 17  | 天命反転地記念館      | 3  | 2  | 2  |    |    | (273㎡)   | 単独 | 分離接触          | 25  |
| 18  | 天命反転地西        | 1  | 1  | 4  |    |    | 27㎡      | 合併 | 接触ばっ気         | 96  |
| 19  | こどもの家(来園者)    | 6  | 3  | 6  |    | 1  | (1,727㎡) | 合併 | 流調付き接<br>触ばっ気 | 492 |
| 20  | こどもの家(職員用)    | 2  | 1  | 2  |    |    | (1,727㎡) |    |               |     |
| 21  | こどもプール        | 3  | 2  | 3  |    |    | (188㎡)   |    |               |     |
| 22  | 作業員休憩所(作業棟)   |    |    |    | 1  |    | (82㎡)    |    |               |     |
| 23  | こどもの国駐車場      | 3  |    |    | 2  |    | 10㎡      |    |               |     |
| 24  | ぼうけんひろば       | 3  | 2  | 3  |    | 1  | 26㎡      |    |               |     |
| 25  | 水あそびひろば       | 3  |    |    | 2  |    | 10㎡      |    |               |     |
| 26  | わんぱくひろば       | 3  |    |    | 2  | 1  | 16㎡      |    |               |     |
| 27  | レストハウス        |    |    |    | 1  |    | (60㎡)    |    | 分離接触          | 50  |

面積欄( )書きは、建物全体の面積

別表6 園内遊具一覧(こどもの国)

| NO. | 名 称            | 基数 | 場 所    | 備 考 |
|-----|----------------|----|--------|-----|
| 1   | 丸太平均台          | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 2   | こん棒渡り          | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 3   | モンキーブリッジ       | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 4   | ハードルユラユラステップ   | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 5   | ゆれるツリー         | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 6   | 波のり丸太          | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 7   | ユラユラ木馬         | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 8   | ステップ渡り         | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 9   | タルころがし         | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 10  | 忍者渡り           | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 11  | トンネル           | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 12  | タイヤブリッジ        | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 13  | サーキットコンビネーション  | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 14  | ビックリ平均台        | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 15  | ロッククライミング      | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 16  | ターザン渡り         | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 17  | ステップ           | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 18  | ヘンゼルとグレーテル     | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 19  | すべり台           | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 20  | すべり台           | 1  | ぼうけん広場 |     |
| 21  | スプリング遊具        | 3  | ぼうけん広場 |     |
| 22  | ボール広場          | 1  | ボール広場  |     |
| 23  | わんぱく機関車ステーション  | 1  | わんぱく広場 |     |
| 24  | ボールころがし        | 1  | わんぱく広場 |     |
| 25  | ボールリング         | 1  | わんぱく広場 |     |
| 26  | シーソー           | 1  | わんぱく広場 |     |
| 27  | もぐらさがし         | 1  | わんぱく広場 |     |
| 28  | くぐり抜けウォール      | 1  | わんぱく広場 |     |
| 29  | リングングブランコ      | 1  | わんぱく広場 |     |
| 30  | 森のキッツキコンビネーション | 1  | わんぱく広場 |     |
| 31  | 砂場             | 1  | わんぱく広場 |     |
| 32  | 動物棒            | 1  | わんぱく広場 |     |